

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第五十一条第一項ただし書の規定に基づき、補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第五十一条第一項ただし書に規定する鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、令第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算を行うこととする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。